

平成27年度 補助金名：風しん等ワクチン接種等補助金 評価表 NO.

11

所管部課名	市民健康課						
事務事業名	風しん等ワクチン接種等補助金						
根拠法令	感染予防法						
補助経過年数	1年以上5年以下						
平成27年度 予算額	国県支出金	その他	一般財源				
	1,300 千円	千円	千円	1,300 千円			
	指標名		目標値	目標年度			
成果指標①	補助金の交付件数		200件	平成32年度			
成果指標②	先天性風しん症候群の件数		0件	平成32年度			
補助対象者	妊娠を希望する女性及びその家族等						
補助対象経費	風しんワクチン等接種・抗体検査助成						
補助対象事業・活動の内容	妊娠初期の女性が風しんに感染した場合、ウイルスの感染によって胎児が先天性風しん症候群の発生が懸念されることから、予防接種費用のうち、6,000円、抗体検査のうち、2,000円を助成。 啓発事業については、妊婦の母子健康手帳配付時啓発チラシにより注意喚起。市民課での婚姻届出者への啓発チラシの配付及びFMさつませんだい・広報紙並びに市ホームページにより掲載。						
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ	<input type="checkbox"/> 事業補助のみ	<input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方	<input checked="" type="checkbox"/> その他		
補助金額又は 補助率	風しん等ワクチン接種:上限6,000円		抗体検査:上限2,000円				
上記項目の 積算方法	風しんワクチン接種、MRワクチン接種、抗体検査						
補助過去受けかる年の事業決算状況等の 特記すべき事項等	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	収入	自己資金	0				
		会費収入	0				
		事業収入	0				
		寄付金・その他助成	0				
		市補助金	0				
		(前年度繰越金)	0				
		計	0				
	支出	事業費	0				
		人件費	0				
		その他事務費	0				
支 出 計/前年度支出計							
自己資金/前年度自己資金							
翌年度繰越金/市補助金							
交付件数	0		655		240(46)		
成果指標の推移①	0		655		240(46)		
成果指標の推移②	0		0		0		
【前回評価】なし（平成25年度新設補助金） 平成25年 県内の患者数 387件の内の87% 337件が川薩保健所管内であった。 各関係機関と連携及び調整し、市としては妊産婦はもちろんのこと、その家族を含め1年目は予防接種の一部助成し、2年目は国（県）の抗体検査に該当しない部分を含め助成。 平成26年度の(46)は抗体検査助成件数							

別紙のとおり

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・ A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	感染症の万延防止や新たな感染症などの発生・流行に備え、感染防止を図る。先天性風しん症候群の予防。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	感染症の万延防止や新たな感染症などの発生・流行に備え、感染防止を図る。先天性風しん症候群の予防。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るために適当な効果指標の設定がなされている。）	A	感染症の万延防止や新たな感染症などの発生・流行に備え、感染防止を図る。先天性風しん症候群の予防。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	予防接種関連事業については、国の指針に基づき個別接種医療機関との連携を図り、接種率の向上に努めることにより、感染症の万延防止や、新たな感染症などの発生及び流行に備え、感染拡大の防止を図る。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	予防接種関連事業については、国の指針に基づき個別接種医療機関との連携を図り、接種率の向上に努める。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	予防接種関連事業については、国の指針に基づき個別接種医療機関との連携を図り、接種率の向上に努める。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	予防接種関連事業については、国の指針に基づき個別接種医療機関との連携を図り、接種率の向上に努める。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	予防接種関連事業については、国の指針に基づき個別接種医療機関との連携を図り、接種率の向上に努める。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	予防接種関連事業については、国の指針に基づき個別接種医療機関との連携を図り、接種率の向上に努める。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>《今後の改革の方向性》</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/>見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>拡大 <input type="checkbox"/>他の補助金と統合 <input type="checkbox"/>補助内容の改善 <input checked="" type="checkbox"/>縮小 <input type="checkbox"/>移管</p> <p><input type="checkbox"/>休止 <input type="checkbox"/>廃止</p> <p>《上記方向の理由》 平成25年の流行により2~3年間は再度流行する恐れがあることから、今後の発生状況などの情報収集に努め、状況を見極め、助成は縮小。</p> <p>《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 発生状況。接種率。母子健康手帳交付時の啓発。</p>	外部評価結果	《視点別評価》
			公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
			必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
			有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
			適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	<p>《今後の改革の方向性》</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続 <input type="checkbox"/>見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>拡大 <input type="checkbox"/>他の補助金と統合 <input type="checkbox"/>補助内容の改善 <input type="checkbox"/>縮小 <input type="checkbox"/>移管</p> <p><input type="checkbox"/>休止 <input type="checkbox"/>廃止</p>		《まとめ》

平成25年度 補助実績

区分	件数	1件当たり補助金額	合計補助金額
予防接種	655 件		3,882,700 円

予防接種の1件当たり補助金額の内訳

1件当たり 補助金額	件数	補助金額	備考
3,000 円	2 件	6,000 円	
3,200 円	2 件	6,400 円	
3,400 円	5 件	17,000 円	
3,600 円	3 件	10,800 円	
3,900 円	1 件	3,900 円	
4,000 円	4 件	16,000 円	
4,200 円	1 件	4,200 円	
4,300 円	1 件	4,300 円	
5,000 円	8 件	40,000 円	
5,100 円	3 件	15,300 円	
5,500 円	4 件	22,000 円	
5,600 円	1 件	5,600 円	
5,800 円	4 件	23,200 円	
6,000 円	614 件	3,684,000 円	
12,000 円	2 件	24,000 円	夫婦等で同時申請を行った場合
合計	655 件	3,882,700 円	

平成26年度 補助実績

区分	件数	1件当たり補助金額	合計補助金額
予防接種	240 件		1,415,100 円
抗体検査	46 件	2,000 円	92,000 円
合計			1,507,100 円

予防接種の1件当たり補助金額の内訳

1件当たり 補助金額	件数	補助金額	備考
2,000 円	1 件	2,000 円	
3,000 円	2 件	6,000 円	
3,700 円	1 件	3,700 円	
3,900 円	1 件	3,900 円	
4,000 円	2 件	8,000 円	
4,300 円	1 件	4,300 円	
4,500 円	2 件	9,000 円	
5,000 円	9 件	45,000 円	
5,500 円	5 件	27,500 円	
5,700 円	6 件	34,200 円	
5,900 円	2 件	11,800 円	
6,000 円	205 件	1,230,000 円	
7,700 円	1 件	7,700 円	
10,000 円	1 件	10,000 円	夫婦等で同時申請を行った場合
12,000 円	1 件	12,000 円	
合計	240 件	1,415,100 円	

○薩摩川内市風しん等ワクチン接種等補助金交付要綱

平成25年5月17日

告示第455号

改正 平成26年4月1日告示第208号

平成27年3月30日告示第284号

(目的)

第1条 この告示は、風しんワクチン若しくは麻しん・風しん混合ワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）又は風しん抗体検査（以下「抗体検査」という。）を受けた者の経済的負担の軽減を図るため、薩摩川内市風しん等ワクチン接種等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、ワクチン接種又は抗体検査を受けやすい環境を整備し、もって保健及び福祉の向上に資することを目的とする。

(対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、ワクチン接種時点又は抗体検査時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者で、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間にワクチン接種又は抗体検査を受けたもののうち、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) ワクチン接種 抗体検査を受けた者で、HI法（赤血球凝集抑制反応）を用いた検査にあっては抗体価16以下、EIA法（酸素免疫法）を用いた検査にあっては抗体価8未満又は国際単位30IU/mL未満の者その他市長が必要と認める者
- (2) 抗体検査 鹿児島県風しん抗体検査事業実施要綱（平成26年4月1日鹿児島県制定）に基づく抗体検査を受けていない者で、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 過去に風しん抗体検査を受けたことがある者
- イ 風しん予防接種歴がある者
- ウ 風しんの既往歴がある者

2 前項の規定にかかわらず、ワクチン接種時点において住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者で、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間にワクチン接種を受けた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を対象者とする。

- (1) 妊娠を希望している女性で、平成2年4月1日以前に生まれ、ワクチン接種時に満50歳未満の者
- (2) 妊婦の夫（婚姻の有無は問わない。）
- (3) 妊婦と同居している者で、その妊婦に風しんが感染しないようワクチン接種が必要と認められる者
- (4) その他市長が必要と認める者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) ワクチン接種を受けた者 対象者がワクチン接種に要した費用として医療機

関に支払った金額（ただし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、その額が6,000円を超える場合は6,000円とする。）

（2）抗体検査を受けた者 対象者が抗体検査に要した費用として医療機関に支払った金額（ただし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、その額が2,000円を超える場合は2,000円とする。）

2 前項の規定にかかわらず、当該ワクチン接種又は抗体検査において補助金以外の公費による助成等を受ける対象者に対しては前項に規定する額から補助金以外の助成額等を控除した額を助成するものとする。

（補助金の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする対象者は、別に定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に指定する日までに申請しなければならない。

（1）ワクチン接種又は抗体検査に係る医療機関が発行した領収書

（2）ワクチン接種又は抗体検査を受けたことが確認できるもの

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、適當と認めるときは別に定める決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付の請求をしようとするときは、別に定める請求書に決定通知書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（調査等）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

（補助金等の返還）

第8条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第208号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第284号）

この告示は、告示の日から施行する。